

住宅の応急修理申込チェックシート

①【応急修理の対象者等要件】

住宅の応急修理を利用するには、次の要件を満たす必要があるため、次の(1)～(6)までの要件を確認のうえ、確認欄に○をし、申込みしてください。

なお、住宅の応急修理にかかる費用は、1世帯あたり全壊、大規模半壊、半壊は59万5千円を限度とし、一部損壊(準半壊)は30万円を限度としています。限度額を超える部分の修理については、自己負担となります。

- | | 確認欄 |
|---|--------------------------|
| (1)住宅が令和元年台風第19号により、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊(準半壊)の被害を受け、住むことができません。 | <input type="checkbox"/> |
| (2)応急修理を行なうことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれます。 | <input type="checkbox"/> |
| (3)応急仮設住宅(賃貸型応急住宅を含む)を利用しません。 | <input type="checkbox"/> |
| (4)自らの資力では応急修理を行うことができません。(全壊、大規模半壊の住宅被害を受けた世帯は除く。) | <input type="checkbox"/> |
| (5)応急修理をする範囲が、屋根、外壁、床、窓、ドア、給水管、排水管、電気配線、トイレ等の設備で、日常生活に必要最小限度の部分です。 | <input type="checkbox"/> |
| (6)応急修理の施工方法や見積り等については、申込者と修理業者で内容を確認したうえで修理を進めます。問題が生じた場合は、双方で解決します。 | <input type="checkbox"/> |

②【必要書類】

次の(1)～(6)までの必要書類をそろえ、確認欄に○をしてください。

- | | 確認欄 | |
|--|------------------|---|
| (1)住宅の応急修理申込書(このチェックシートを含む) | 有 | 無 |
| (2)資力に関する申出書(半壊、一部損壊(準半壊)の方のみ) | 有 ・ 後日提出 | 無 |
| (3)り災証明書(コピー可) | 有 ・ 後日提出 | 無 |
| (4)委任状(自分で申込みや書類の受取りをする場合は不要) | 有 ・ 本人の申込 | 無 |
| (5)住宅の応急修理指定業者願書
(市の修理業者一覧にない業者を利用する場合) | 有 ・ 一覧にある ・ 後日提出 | 無 |
| (6)誓約書
(市の修理業者一覧にない業者を利用する場合) | 有 ・ 一覧にある ・ 後日提出 | 無 |

上記の①【住宅の応急修理の対象者等要件】及び②【必要書類】を確認しましたので、申し込みます。

住 所

氏 名

印